

第 13 号

令和7年度熊本県公債管理特別会計補正予算（第1号）

令和7年度熊本県の公債管理特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ276,624千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ115,925,837千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

令和8年2月17日提出

熊本県知事 木村 敬

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 財 産 収 入		千円 492,432	千円 230,027	千円 722,459
	1 財 産 運 用 収 入	492,432	230,027	722,459
2 繰 入 金		63,147,929	△ 506,651	62,641,278
	1 一 般 会 計 繰 入 金	42,026,929	△ 506,651	41,520,278
歳 入 合 計		116,202,461	△ 276,624	115,925,837

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 公 債 費		千円 116,202,461	千円 △ 276,624	千円 115,925,837
	1 公 債 費	116,202,461	△ 276,624	115,925,837
歳 出 合 計		116,202,461	△ 276,624	115,925,837

第 2 表 債務負担行為 設 定		
事 項	期 間	限 度 額
情報処理関連業務	令和 8 年度	千円 194